

令和6年度第1回宮崎県立図書館協議会議事録

期 日	令和6年8月8日（木）午前10時から正午まで	
場 所	宮崎県立図書館2階研修ホール	
出席者	委員	議 長：根岸裕孝委員 副議長：前田小藻委員 委 員：山崎俊一委員、今西猛委員、山下真一委員、 小山美香委員、川路善彦委員、坂下実千代委員、 橋口美帆委員 計9名
	生涯学習課	佐藤主幹、木村社会教育主事
	図書館職員	平山館長、津田副館長、 野中総務・企画課長、清家情報提供課長、 瀬之口総務担当主幹、大木企画担当主幹、 佐藤資料管理担当主幹、重山普及支援担当専任主幹、 小山郷土情報担当主幹、下園情報提供担当副主幹
	傍聴者	なし
会 議 内 容	1 開 会 2 館長あいさつ 3 辞令交付 4 委員・職員紹介 5 日程説明 6 議長・副議長選出 7 議 事 (1) 事務局からの報告 ① 宮崎県立図書館の現状について ② 図書館評価について ③ 収蔵スペースの確保について ④ 電子書籍サービスについて ⑤ その他 (2) 意見交換 8 閉 会	
記録	総務・企画課	

上記会議内容に沿って進行し、このうち議事において、報告事項及びその他に関して事務局から説明を行い、次のような質疑応答と意見交換が行われた。

<宮崎県立図書館の現状について>

【委員】

図書館の予算の中で、広報費は費目として計上されているか。

【事務局】

電子図書館サービス拡充事業の中には広報費があり、電子書籍サービスの開始に当たってPR用の動画やチラシの作成に係る費用を計上しているが、そのほかは広報費は設けていない。SNSの運用についても、予算はない中で内容の更新等を行っている。

【委員】

資料購入の予算がほぼ前年度と同じ規模で推移しているが、物価高の影響で資料自体の価格も上がっている中で、購入冊数に変化はあるか。

【事務局】

購入冊数に目立った変化は今のところない。

【事務局】

具体的な購入冊数は平成29年度が14,882点、令和5年度が12,627点で、やや減少する傾向にあるとは思われるが、大きくは変わっていない状況である。

【委員】

購入予算の中には新聞や雑誌も含まれているのか。新聞や雑誌も、価格上昇の影響を受けて購入数は減少しているのか。

【事務局】

購入予算には新聞や雑誌も含まれている。値上がりのほか、休刊による影響もあるが、購入量は全体としては大きく変わっていない。

【委員】

デジタル化に関わる予算があるが、デジタル化の事業については補助金制度を活用しているのか。

【事務局】

電子図書館サービス拡充事業では、国のデジタル田園都市国家構想交付金と、県の宮崎再生基金の制度を活用している。

【委員】

貸出合計にみる地区別の比率において、宮崎市が突出するのはやむを得ないが、それ以外で、例えば人口に比して利用が少ない地域の状況などの分析はどうなっているか。

【事務局】

宮崎市に立地しているため、宮崎市民による利用が圧倒的に多くなる一方で、都城市や三股町、延岡市は、地元の市町村立図書館が充実してきたこともあり、県立図書館まで足を運んで利用する方は少ない傾向にあると思われる。

一方、西臼杵地区などはマイラインサービスなどの物流を使うことで、全体の5%程度の利用を占めている。県立図書館としても、マイラインサービスの利用促進を図ることを念頭に、「県立図書館の本お取寄せサービス」と名称を改めてPRに努めているところで、離れた地域でもこのサービスのさらなる活用により貸出が増えればよいと考えている。

【委員】

図書館サポーターは具体的にどのような活動をしているか。

【事務局】

現在6名が登録しており、閲覧室での排架のほか、BM書庫での書架整理や返却、貸出の作業補助をしていただいている。週に1回程度の活動を目安に、本人の都合に合わせてながら1回当たり2時間程度の活動をお願いしている。

【委員】

県立図書館から募集をかけているのか。

【事務局】

昨年度末頃に募集を行った結果、応募をいただいた方たちである。募集期間はその時期限りとした。

<図書館評価について>

【委員】

宮崎市に比べると県内の他の地区の貸出利用は圧倒的に少ないという状況の中、地区によって利用数にばらつきがあるマイラインサービスの利用を促進して県全体での読書活動を推進するためにも、サービスの名称も含めて発信の仕方を変え、知名度を上げていくべきと考える。

市町村や学校等への貸出支援であるやまびこ文庫は中山間地域にとってその恩恵も大きく、利用者側にも印象が強いため、その名称を取って「やまびこ文庫オンライン」などとして発信すると利用の増加につながるのではないかと考える。

【事務局】

マイラインサービスの名称変更については、昨年度に意見をいただき、「県立図書館の本お取り寄せサービス」としているところである。「やまびこ」は、もともとは遠隔地に本を届ける自動車文庫からきている名称であるが、一方で現在のマイラインサービスは、県立学校や大学とも接続し、遠隔地に本を届けるというよりも県立図書館の本を身近な図書館・図書室で借りて利用することができることを主旨としているため、「県立図書館の本お取り寄せサービス」という少し長いがかかり分る名称にしたものである。利用者により親しみやすくなおかつ分かりやすいものがあれば、検討したい。

【委員】

SNSによる広報については県立図書館側で非常に積極的に取り組んでいる印象を持っている。フォロワーも増えており、評価できるものと考えているが、内容的にはまだ物足りなさを感じる。他の業務を抱えている職員だけでは対応には限界があると想像され、外部に委託するとか、専門家等に任せる方法も検討できるのではないかと。予算が限られているという現実もあるが、県民にとってプラスの取組であればこそ、必要な情報が広く行き渡るようにお金をかけてしっかりと広報することも必要であるとする。

【事務局】

SNSの運用についての外注は行っていないが、外部との連携に関しては、例えば職場体験学習に参加した学生に実習活動の一つとしてSNSの記事を作成してもらい、それを投稿するといった取組もしており、職員だけでなく外からの様々な視点で情報発信ができるように心がけている。また、SNSを活用した広報活動の専門家による研修に参加し、工夫すべきことやポイントを習得するとともに、今の内容について直接アドバイスを受けるなどしているところである。

お金をかけた広報という点では、実際に予算の制約もある中で、基本的にはゼロ予算ベースでお金をかけない方向での広報活動を主体としており、県の関係各課とのネットワークや連携を活用したPRを考えながら事業を進めている状況である。

【委員】

予算が限られている中で節約や工夫をしながら広報に取り組んでいるという現状は理解できるが、情報発信に要する予算は今後の図書館運営に対して必要なものであり、そのことを意識し、次年度やそれ以降の年度に向かってしっかり見通しを立てた予算の提案をしていくことも重要であるとする。

【委員】

レファレンスサービスについては図書館の基本的なサービスの一つとして注力されている状況であるが、図書館ビジョンの資料に掲載がある統計データでは、レファレンスサービスの受付数が全国にも比べて低く、依然として課題であると思われる。今後どのような形で充実を図っていくか。

【事務局】

レファレンスサービスについて知らない利用者もまだ多く、今年度からSNSを通じた周知を実施しているところである。その際に、どのようなレファレンスの問合せがあるかが分かるように、過去に受けた具体的な事例を紹介している。

また、国立国会図書館のレファレンス協同データベースに登録されている事例を見ていただくようにして利用案内をしているほか、ホームページでは、来館して相談することが難しい方への手助けとして、調べ方の案内情報であるパスファインダーを公開しており、今後その内容を充実させていきたいと考えている。

【委員】

小中学校の「総合的な学習の時間」や高校の科目などで探究学習を取り入れた授業が盛んに行われている。そのような授業の一環で、児童生徒が県立図書館を訪れ、レファレンスを通じて授業課題について調べる方法を教えてもらうとか、レファレンスサービス自体を絡めた学習活動を行うといったような取組があると、子どもたちに浸透し、さらには保護者である大人たちにも広まっていくのではないかと考える。

【委員】

県内地区別の貸出利用率は宮崎市が8割以上を占めている状況であるが、県立図書館の立地から、来館者数の比率を考えても、例えば学習活動に利用している中高生の大部分が宮崎市内の生徒たちで占められるものと想像される。そのような実態を示した上で、筋道を通した納得できる提案であれば、県立図書館の利用者が最も多い宮崎市に対して予算措置の負担を求めるなどの何らかのアクションもとれるのではないかと考える。

【委員】

県立図書館から遠方の中山間地域に住んでいるが、当館の本を取り寄せられるマイラインサービスは個人的にとっても重宝しているとともに、周囲でも長年にわたって便利に利用されている。地域の公共図書館の職員が入れ替わってもサービスに対するスキルが維持され、安定的に利用ができるのは、県立図書館の丁寧な研修や周知など地道な努力があってのことであると考えている。

外へ向けた広報活動も大事なことではあるが、来館者や住民への日々の直接的な呼びかけや説明案内の積み重ねも、長い目で見れば、読みたい本が手元に届くというサービスの利便性への理解や、県立図書館と利用者との関係づくりにつながっていくのではないかと考える。

【委員】

マイラインサービスの利用方法について、自分がマイラインサービスで取り寄せた本を近隣の別の者が続けて次に借りて読みたいと希望しても、現状の取り扱いでは、一度県立図書館に返却した上で次の者が改めて取り寄せる必要があるが、そのために要する日数や送料を考慮し、返却することなく地元の図書館の責任で1か月間は別の利用者にも貸し出せるようにするといった措置はできないかと考える。

【事務局】

マイラインサービスは、サービスの利用者本人ではなく相手館に対して県立図書館の本を貸し出すという考え方で運用しているため、利用者本人の情報は県立図書館には入ってこない。利用者本人への本の受け渡しは、基本的には相手館が自館の規程に沿って行うものとしているが、質問のような取り扱いをされているケースを聞いたことはない。相手館としても、県立図書館が所蔵している本を預かり、県立図書館に代わって利用者に受け渡すという立場を踏まえ、又貸しのようなことや延滞の要因になるようなことを避けるために、一旦返却する処理を行っているのが現状であると考えている。

【委員】

それでは、相手館の判断によっては、最初の利用者から戻ってきた本をマイラインサービスによる貸出の期間内であれば県立図書館へ返却せずに別の者にそのまま貸し出すことはできると理解してよいか。

【事務局】

マイラインサービスの運用規程では、貸出期間を1か月として相手館に貸し出すこととしており、相手館における本の取り扱いについては明確な定めはない。

【委員】

特に児童書などは、地域の読書ボランティアがグループで集まったときに、お互いの本を見て、次にその本を借りて使いたいなどの声上がることもある。そのような利用に対する熱が、返却してからその本が再び届けられるまでの間に冷めてしまうため、直接次の者が借りられるようにできないか、地元の図書館に相談してみたい。

【事務局】

補足すると、マイラインサービスは、県立図書館の本を借りて利用したいという人が、居住している市町村立図書館・室を通して予約・借受できるシステムであり、その人以外への又貸しなどは基本的に想定していないものと認識している。一方、図書館同士で本のやり取りを行う相互貸借では、地元の図書館が県立図書館から借りた本を、その館の決まりに従って利用者に貸し出し、期限内に県立図書館に返却するという方法が可能であるため、県立図書館の本を借りる際の選択肢として理解いただき、相談いただきたい。

【委員】

マイラインサービスやレファレンスの利用に関しては、きちんと情報が周知されていてそれを知らない人がいないというのが一番よいが、知られていても利用されていないから実績が上がらないのか、ただ単に知られていないから利用されていないのかは意味合いが異なってくるため、評価指標として認知度もあった方がよいのではないかと。

【委員】

行動指針の一つ「調べたい、学びたいに資料・情報・知識で応える」はまさに図書館の使命であると考えているが、図書館は静かで勉強できる場所、本を借りるところというイメージが強い中で、図書館にどんなサービスがあって、そのために職員がどれだけ頑張っているかという情報は、一般の住民にはなかなか持ち得ないという現実がある。また、「資料・情報・知識」のうちの情報は、今やパソコンやスマートフォンで入手できる環境にある。こうした現状が入館者数や貸出冊数の低迷につながっているのではないかと。

「資料・情報・知識」でいうと、資料の提供やレファレンスを通して知識で応えるという部分で、司書の割合が以前に比べて増えているのは非常によいことであり、そのことをいかに有効活用していくかが、今後の図書館の利用促進にもつながるのではないかとと思われる。

取り組むべきこととしては、全国における宮崎県立図書館の位置を見ると、来館者数や個人貸出数はそれほど低くはない一方で、レファレンスの件数が下位であることから、来館者に対してレファレンスサービスを周知して使ってもらうことが第一になる。例えば、「何か困っていることがあればこういうスタッフがサポートできます」というような案内を、配架場所に目印として掲示するとか、データベースやパスファインダーなどを指して「ここにアクセスすれば必要な資料やデータ、情報が見つかるかもしれません」というようなアナウンスをすとか、より具体的に知らせてもよいのではないかと。

こうした取組から「図書館ではこういうことができます」という情報が広がれば、お金をかけずに図書館を知ってもらうことになるのではないかとと思われる。

【委員】

令和5年度のホームページのアクセス件数は26万件を超えて、基準値の令和3年度と比べて10万件近く増えているが、その原因は何か。また、この実績に対して今年度の目標値は18万件に下がっているが、目標値を実績より下げる理由は何か。

アクセス件数やフォロワー数はまだまだ十分な数字とは言えず、広報や情報発信にさらに取り組む余地があると考えている。

【事務局】

アクセス件数の増加については、基準値である令和3年度がコロナ禍に当たっており、感染拡大の防止のため外出を控える動きがあった時期で、県立図書館としても利用の制限等が先行して、読書イベントの開催などといった注目されるような情報を発信する機会が少ない状況が続いていたところであった一方で、令和5年度はコロナの5類移行に伴い、利用の制限を解除して読書活動への仕掛けづくりに取り組んだことが関心と呼び、来館者数の持ち直しやホームページのアクセス件数の増加につながったものと分析している。

また、目標値については、令和3年度の基準値の水準をもとに算定しており、今回の令和5年度の実績結果を勘案して、さらなる増加を目指すための上方修正も必要であると考えている。

【委員】

令和3年度がコロナ禍というイレギュラーな時期であったことを考えると、基準値としては適切でなかったとも思える。今後も継続して令和5年度以上の実績が出せるように、目標値の修正を検討して、取り組んでほしい。

【委員】

障がい者サービスの貸出点数が前年度を下回った理由として、貸出数が多かった利用者が利用をやめたことが挙げられているが、評価指標である障がい者サービスの貸出点数にそういった利用者の人数が影響を受けるという要因があるのであれば、評価指標として貸出点数とともに障がい者サービスの利用人数も加える必要があるのではないかと思われる。

【委員】

収蔵スペースについては、市町村図書館も同様の問題を抱えている。県立図書館の状況等について、各館にも情報提供してもらえるとありがたい。

【事務局】

収集した資料は処分することなく次の世代に引き継いでいくのが基本的な方針であるが、物理的な収蔵スペースの問題を抱えている現状では除籍も必要であると考えており、そのための除籍基準を定めている。ただ、どこまで細かく踏み込んだ内容とするか基準の設定は難しく、今後も見直しが必要な状況である。

【委員】

貸出冊数の減少については、よく本を読む高齢者層で読書が困難になっている人が増えてきているとか、人口の減少が要因になっているとも考えられるのではないか。読書をあまりしない若年層や新しい利用者の増加に結び付くような読書活動の取組が必要である。

【事務局】

指摘のとおり、よく貸出を利用する高齢の方が、来館が難しくなって本を借りられなくなってきていたり、人口減少といった構造的な影響もあると思われる。そのため、貸出冊数が伸びることが必ずしも絶対条件とは考えていないが、図書館としては本を借りる人が増えてほしい。

報道で本を全く読まない人の割合、すなわち不読率が高まっていると聞いている。例えば大学生でも月に1冊も本を読まない人が6割にも上る状況であるといい、そのような本を読まない人たちにどうアピールするかが図書館の課題であると考えている。

その点で、電子書籍は時間や図書館からの距離に制約されずに本を読めるほか、文字の拡大縮小ができたり、音声読み上げができるなど、読書バリアフリーの側面も併せ持っている。読書への関心はもとより、電子書籍を手始めとして紙の本も読んでみたいという人を増やしたり、書店で本を買いたいという人を増やすなど、本に親しむ人の輪を広げ、読書県みやぎづくりを推進していきたい。

【委員】

近年、学校の教科書から物語の掲載が減る傾向にあると聞いており、実際に教科書展示を見てもそのように感じられるようになった。物語を読むことで子どもたちの想像力が豊かになり、先を見通す力が育まれるという。学校教育にも通じるが、情報を提供することばかりではなく、物語を読むことについても県立図書館から何かアピールするものがあるとよい。

【事務局】

物語を読むことは想像力を膨ませ、感性を磨くことができる非常に重要なことであると考えている。図書館でも本の読み聞かせを定期的に行っているが、両親や祖父母が子どもたちへの読み聞かせを小さいうちからし続けることで、心が豊かに成長するとともに、小・中・高校へと上がっても本や物語への親しみをもち続け、そのような積み重ねが読書離れや不読率の改善につながっていくのではないかと考えている。

< 収蔵スペースの確保について >

【委員】

資料のデジタル化について、既存資料をデジタル化した場合、元の資料は除籍するという考え方が。

【事務局】

保管場所の確保が目的であれば、資料のデジタル化に伴って元の資料は除籍しないといけないことになるが、貴重な資料などを保存していくためのデジタル化であれば、原本は残すことになる。

ポーンデジタル資料については、今は紙に出して保管しているが、デジタル資料のまま紙には出さないという方法もある。また、主に行政資料になると思われるが、これまでは紙で発行されていて、現在はデジタルでしか発行されていないものは、過去の紙での発行分をデジタル化するなど、資料によっては原本を残すものと残さないものの整理が出てくると考えている。

また、紙の本のほかにも16ミリフィルムやVHSなどがあるが、そのような資料もデジタル化し、例えば著作者が県であるとかで著作権法上原本を残す必要がないものについては、除籍することが可能と考えている。

【委員】

16ミリフィルムはもう一般的なメディアではなくなってしまうが、ビデオテープがDVDに置き換わるように、メディア媒体が別の物に変わってもデジタル化で移行していけるものなのか。

【事務局】

保存のための媒体変換を目的にデジタル化することは図書館法で認められており、すでにビネガーシンドロームで劣化しつつある16ミリフィルムをデジタル化してブルーレイディスクなどで保管することは可能である。

ただ、著作権の関係があり、確かに図書館が保有していた資料であることの証拠とするために原本は残しておく必要があると認識している。著作権の問題がなければ、原本を除籍してもよいと考えている。

また、現在のメディア媒体は10年ほどで寿命が来るということも聞いており、デジタル化してもさらに10年後には別の媒体に移すことになる。その際に、今よりも高密度なメディアが出ていけば、そちらに保存するという事も考えられる。そのような形で将来的にメディアを移行しながら保管し続けることは、技術的に可能と思われる。

【委員】

DVDなどの媒体ではなくて、データそのものとしてクラウド上で保存管理するという手法もあるのではないか。クラウドなら保存性もよく、媒体の変換の手間や劣化を気にすることなく長期で安定した利用提供もできるはずである。

【事務局】

クラウドでの資料の保管については、著作権をクリアしているものは可能ではあるが、そうでないものは、クラウド上に保管した資料にアクセスすると公衆送信に該当して著作権の許諾が必要になってくる。このため、DVDなどの物理的な媒体に変換しないと貸出提供ができないという事情がある。

ただ一方で、指摘のようにクラウド上での保管は非常に利便性が高いため、例えば商用の電子書籍サービスでは、それを利用している図書館の独自の資料をアップロードできるサービスもあり、前述した著作権の問題が絡んではくるものの、県に著作権があるようなものはクラウドを自ら構築しなくても電子書籍サービスに付随して資料を提供することができるため、今後検討していきたいと考えている。

【委員】

現状の見込みのままでいくと収蔵スペースがあと7年ほどでなくなってしまうとの説明から、有効な対応策は書庫の増設しかないのではと感じている。今後の方向性にもあるように、書庫増設計画を策定し、教育委員会の所管施設整備計画を急ぐとともに、7年後から逆算してどのように準備していくか、設計や建設など綿密なスケジュール感をしっかりと示していくことが大事であると考えている。

また、市町村図書館でも同様に収蔵スペースの問題がある。例えば各館がそれぞれ残すべき本を決めた上で、除籍に回す資料を県立図書館が引き受けて保管することにして、その保管分の負担という考え方で各市町村から予算を集め、宮崎県全体の書庫として建設するなど検討案としてあってよいのではないかと考える。

【事務局】

収蔵スペースをどういった形で確保するかについては非常に悩ましいところで、一つは電子書籍が今後どれくらいのウェイトに膨らんでいくかという点と、もう一つは、国立国会図書館が全国の出版物を収集する納本制度があり、納本された資料のデジタル化が進んでいる中で、国立国会図書館と県立図書館の蔵書がどれくらい重なっているかという点も考慮する必要がある。

また、県内の市町村立図書館についても同じことが言えるが、国立国会図書館との重なり具合を整理した上で、除籍基準を見直して、なおかつ物理的な保管場所の確保を考えることになる。県立図書館があるこの総合文化公園の場合、都市公園法の規制によって思うように建物が建てられない状況があり、それを避けて離れた場所にすると利便性やレスポンスの問題が出てくる。できるだけ早く方向性を決めたいが、今述べたような課題を一つ一つ整理しないといけない。

【委員】

国立国会図書館と重なっている蔵書が多いと、その分は国立国会図書館の蔵書を利用すれば県立図書館の蔵書が一気に減るということか。極端に言えば、県にしかない郷土資料だけを残せば、書庫を増設するようなことも必要なくなるのではないか。

【事務局】

国立国会図書館と重なっているにしても、それらの資料を一度に全部を減らしてしまうということではない。例えば何年もの間利用がなかったり、県立図書館で保管しておく必要性が乏しかったりするものの中には除籍可能なものも出てくると思われる。

逆に利用頻度が高いものは、その都度国立国会図書館から取り寄せて読むのは利便性が悪いため、県立図書館や市町村立図書館でも保管しておくというような蔵書の仕分けが必要になってくる。

書庫を建てるとなると多額のコストがかかってくるため、予算を確保する上でも本当に不足しているスペースがどれくらいなのかといった精査をあらゆる角度からきちんと行って検討していく必要がある。

【委員】

今の説明にあった精査を含め、収蔵がいっぱいになる見込みとなる令和13年度までにどのような対応スケジュールを考えているか。

【事務局】

まず今年度は、館内でのスペースの確保について検討を行った。10万冊程度の新たな収蔵スペースができないかを細かく調査したが、館内の構造や地盤の強度などを考慮するとやはり難しいという結論に至ったところである。ここでいう10万冊とは、現在年間で約1万冊程度蔵書が増えており、その10年分という数字である。これだけの数が確保できれば、当面の資料の増加に耐え、検討に要する期間をとることができると考えている。

また、現在の85万冊程度の収蔵に対して、そこからどれくらい減らせるのかを令和8

年度くらいまでかかるかもしれないが精査し、収蔵がいっぱいになるまでの年数を改めて定めて対策に取り組んでいきたいと考えている。

<電子書籍サービスについて>

【委員】

G I G Aスクール構想がスタートし、学校の生徒みんなが端末を持つようになった。その環境のもとでの電子書籍サービスの開始は、学校現場にとって本当にありがたいと思う。今後は、活用と推進をどのようにしていくかが課題であると考えている。

大規模な学校や市内の学校は比較的司書のスキルもあり、マイラインサービスについても活用が進んでいるため、そういった読書サービスが必要な地方の小規模学校や特別支援学校を特にターゲットにして普及促進の取組を進めてほしいと期待している。

【事務局】

電子書籍サービスの導入後の活用については力を入れていきたいと考えている。県立図書館の選書方針に沿った書籍に加え、児童生徒の学習に資する書籍も提供することとしており、学校においても有効に活用できるよう関係機関で連携して運用の準備を進めていきたい。

【委員】

オープン当初の段階でどの程度の書籍が読めるようになるのか。

【事務局】

今年度の想定は、予算上では4,000冊としている。ただ、一度に入れてしまうと、その後には刊行される新刊に対応できなくなるため、プレオープンの段階では1,000冊とし、9月のグランドオープンでさらに1,000冊の計2,000冊を読めるようにする。残りは、新刊に対応するなど期間をとりながら、今年度末には4,000冊となるように増やしていく計画である。